



注目

平成19年度発行の「彦」の特徴

- 色が、青色
- 右下の有効期限が、平成22年3月31日まで

※詳しくは、[ホームページ](#)をご覧ください
 くか、[囲まちづくり推進室](#)までお問い合わせください。
 お問い合わせ先 [囲まちづくり推進室](#) ☎30-6117番、FAX22-1300番

- ①市民などの間での自由な流通
 - ・何かをしてもらったときの、感謝の気持ちとして「彦」を渡す
 - ・「彦」協力店で「彦」と引き換えに特典を受ける など
- ②市の施設の使用料や手数料のうち、定められたものへの支払い
 (1彦＝1円になります。ただし、おつりを受け取ることはできません)
- ③登録された市民団体への寄附
- ④「彦」5枚でエコバッグとの交換
 (交換は「彦」のみで、現金と「彦」との組み合わせはできません)

平成19年度発行の地域通貨「彦」の有効期限が平成22年3月31日(水)までです。有効期限を過ぎるとお使いいただくことができませんので、期間内での使用をお願いします。

地域通貨「彦」をお持ちの皆さん
平成19年度発行の「彦」の有効期限は、平成22年3月31日(水)までです

「彦」の使用にあたって
 現在、「彦」の使い道は4つあります。ぜひご利用ください。

大学サテライト・プラザ彦根 特別講演



日時 3月6日(土) 13:30～15:00
 会場 大学サテライト・プラザ彦根
 (大東町、アル・プラザ彦根6階)
 演題 大人が育つ 子供が育つ
 講師 今関 信子さん(児童文学作家)
 定員 100人(先着順)
 主催 大学サテライト・プラザ彦根運営協議会
 申込・問い合わせ先 電話で申し込むか、はがき・メールなどに、住所・氏名・電話番号を書いて大学サテライト・プラザ彦根(〒522-8523 大東町2-28アル・プラザ彦根6階) ☎26-0488、FAX26-4882、Eメール satellite@comet.ocn.ne.jp まで

大学サテライト・プラザ彦根

滋賀大学・滋賀県立大学・聖泉大学・彦根商工会議所・榊平和堂・彦根市の6者が、地域貢献を共通の目的として協働連携し、地域活性化および地域再生の拠点として平成19年4月に開設しました。

配車します

自治会での一斉清掃に運搬車両

平成22年度の自治会の一斉清掃にかかると、草の運搬について、車両を配車します。
 自治会で一斉清掃を計画され、配車を希望する自治会は、配車申請の受付を2月15日(月)から行います。
 所定の申請書と車両配車場所を書いた地図を添付して、[囲清掃センター](#)へ提出してください。

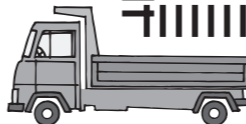
●車両の台数に限りがありますので、先着順とさせていただきます。また、配車手続きの關係上、配車日の1か月前までに申請をお願いします。

車両を配車する日時

1. 2月を除く毎月第1・第3日曜日(午前8時30分～同11時まで)
- ※次の日程は実施しませんのでご注意ください。
- 5月2日(日)、8月15日(日)

問い合わせ先 [囲清掃センター](#) ☎22-12734番、FAX24-787番

●申請書は、[囲清掃センター](#)のほか、[日常生活環境課](#)、支所・各出張所にあります。
 ※ただし、申込は、[囲清掃センター](#)へお願いします。



**軽自動車
バイク**

4月1日現在で登録されている所有者に、その年の軽自動車税が課税されます

「もつ乗っていないのに」「他人に譲ったのに」など、以前所有していた軽自動車、バイクなどの税金の納付書が届いて、驚いた経験がある人もいるのではないのでしょうか。
 軽自動車税は、毎年4月1日現在登録されている所有者に課税されます。そのため、廃車や名義変更の手続きが済んでいないと、いつまでも元の所有者に課税されることとなります。

◆車やバイクを知人に譲ったり、業者に下取りに出したりしたときは、その理由が発生した日から15日以内に名義変更などの手続きをしなければなりません。相手方に手続きを依頼したときは、トラブル防止のため、後日自分で確認しましょう。

◆故障、事故、車検切れなどで乗らなくなった車やバイクは、その理由が発生した日から30日以内に廃車の手続きをしなければなりません。登録が残ったままだと、登録されている所有者に課税されます。

◆知人に譲ったり、業者に下取りに出したりしたとき、相手方に手続きを依頼することがあります。

廃車・名義変更などの手続きは、お早めに！

すが、名義変更や廃車の手続きが4月2日以降になると、4月1日現在登録のある元の所有者に課税されます。名義変更や廃車などの手続きは、4月1日までに済ませてください。
 ◆例年、3月後半は各窓口がたいへん混雑しますので、手続きはできるだけ早めに済ませてください。

名義変更・廃車などに関する問い合わせ先

自動車、126cc以上のバイク
 近畿運輸局滋賀陸運支局 ☎050-5540-2064番
 軽自動車 軽自動車検査協会
 滋賀事務所 ☎077-585-7103番
 125cc以下のバイク、小型特殊自動車(テラー、トラクター、乗用コンバインなど)
 国税務課市民税係 ☎30-6108番

問い合わせ先
 軽自動車税：国税務課市民税係 ☎30-6108番 FAX22-13908番